

V 資料編

1 策定委員会設置要綱

徳之島町障がい者計画及び障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、障害者に関する施策の総合的、かつ、計画的な検討及び推進を図るため、徳之島町障がい者計画及び障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の現状、課題やその対策に関すること。
- (3) 社会における支援体制に関すること。
- (4) その他、計画策定にあたって必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、障害者施策に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者等の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2 アンケート調査票

福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より徳之島町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

徳之島町では現在、平成27年度を初年度とする第4期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方です。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は徳之島町個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成26年9月 徳之島町

<記入要領>

- 宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

[回答記入者]

※該当する番号に○をつけてください

1. 本人 2. 家族 3. その他()

- 記入が終わりましたら、本アンケート用紙を持参した調査員へ、9月30日までに用紙をお渡してください。
- このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問い合わせください。

【^と問^あい^さわ^せ先】

とくのしまちょうやくば かいごふくしか ふくしがかり しょう ふくしたんとう
徳之島町役場 介護福祉課 福祉係（障がい福祉担当）

じゅうしょ
住所 / 〒891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津7203

⑩ 薬 <small>くすり</small> の管理 <small>かんり</small>	1	2	3
---	---	---	---

(問5で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方)

問6 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟
ふぼ そふぼ きょうだい | 5. ホームヘルパーや施設の職員
ほーむへるぱー しせつ しよくいん |
| 2. 配偶者(夫または妻)
はいぐうしや おっと つま | 6. その他の人()
たひと |
| 3. 子ども
こ | |

あなたの障害しょうがいの状況じょうきょうについて

問7 あなたは身体障害者手帳しんたいしょうがいしゅてちょうをお持ちですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 1. 1級
きゅう | 3. 3級
きゅう | 5. 5級
きゅう | 7. 持っていない
も |
| 2. 2級
きゅう | 4. 4級
きゅう | 6. 6級
きゅう | |

問8 身体障害者手帳しんたいしょうがいしゅてちょうをお持ちの場合、主たる障害しゅたるとうしょうがいをお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. 視覚障害
しかくしょうがい | 5. 肢体不自由(下肢)
したいふじゆう かし |
| 2. 聴覚障害
ちやうかくしょうがい | 6. 肢体不自由(体幹)
したいふじゆう たいかん |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害
おんせい げんご きのうしょうがい | 7. 内部障害(1～6以外)
ないぶしょうがい いがい |
| 4. 肢体不自由(上肢)
したいふじゆう じやうし | |

問9 あなたは療育手帳りやういくてちょうをお持ちですか。(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1. A1 | 2. A2 | 3. B1 | 4. B2 | 4. 持っていない
も |
|-------|-------|-------|-------|----------------|

問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳せいしんしょうがいしゅほけんふくしてちょうをお持ちですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 4. 持っていない
も | 1. 1級
きゅう | 2. 2級
きゅう | 3. 3級
きゅう |
|----------------|--------------|--------------|--------------|

問11 以下の障害や疾病等の認定を受けていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 難病(特定疾患)
なんびょう とくていしつかん |
| 2. 発達障害
はったつしょうがい |
| 3. 高次脳機能障害
こうじのうきのうしょうがい |
| 4. 受けていない
うけて |

す く
住まいや暮らしについて

問12 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

1. 一人で自宅で暮らしている
2. 家族と自宅で暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設障害者支援施設、高齢者(支援施設)で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他 ()

問13 将来の生活について、将来どのように暮らして行きたいですか(〇は1つだけ)。

1. 一人で自宅で暮らして行きたい
2. 家族と自宅で暮らして行きたい
3. グループホームで暮らして行きたい
4. 福祉施設障害者支援施設、高齢者支援施設で暮らして行きたい
5. その他 ()

にっちゅうかつどう しゅうろう き
日中活動や就労についてお聞きします。

問14 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. ほぼ毎日 | 4. 1ヶ月1～3回 |
| 2. 週3～4日程度 | 5. ほとんどしない |
| 3. 週1～2日程度 | |

問15 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 配偶者(夫または妻) | 5. その他の人(ボランティア等) |
| 3. 子ども | 6. 一人で外出する |

問16 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 6. 趣味やスポーツをする |
| 2. 訓練やリハビリに行く | 7. グループ活動に参加する |
| 3. 医療機関への受診 | 8. 散歩に行く |
| 4. 買い物に行く | 9. その他() |
| 5. 友人・知人に会う | |

問17 外出する時の交通手段は、どのようなものですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 自分で運転する自家用車 | 6. 電動カー |
| 2. 家族等が運転する自家用車 | 7. タクシー |
| 3. 自家用バイク | 8. バス(コミュニティバスを含め) |
| 4. 自転車 | 9. 電車・JR |
| 5. 徒歩 | 10. その他() |

問18 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない(ない) |
| 2. バスの乗り降りが困難 |
| 3. 階段や段差が多い |
| 4. 乗換えの方法がわかりにくい |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) |
| 6. 介助者が確保できない |
| 7. 外出にお金がかかる |
| 8. 周囲の目が気になる |
| 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 10. 困った時にどうすればいいのか心配 |
| 11. その他() |
| 12. 特にない |

問19 公共施設を利用して不自由に感じることはありませんか。具体的にお書き
 ください。

問20 参加してみたい、行事やイベントなどがあるでしょうか。

問21 日常生活で心配なことを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

1. 健康がすぐれなかったり、病気がちである
2. 楽しみが少ない
3. 頼れる人がいなく一人きりである
4. 収入が少ない
5. 家事が大変である
6. 外出時の転倒や事故
7. 地域活動ができない
8. 金銭管理が苦手
9. 人との付き合いがうまくいかない
10. 福祉サービスの利用の仕方がわからない
11. 自分が大事にされていない
12. 社会の仕組み(法律、社会保障、金融制度)がわかりにくい
13. 悪質な訪問販売や投資、犯罪に巻き込まれた、巻き込まれている
14. 外出することが少ない
15. 最期を一人で迎えるのではないかと不安(孤立死不安)
16. その他()
17. 心配ごとはない

問22 普段の生活で楽しみにしていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1. テレビ・ラジオ | 15. 屋外趣味活動(園芸、農芸など) |
| 2. ビデオ、CD(レコード)鑑賞 | 16. 歌・踊り |
| 3. 新聞雑誌 | 17. スポーツ観戦、観劇、音楽会、映画 |
| 4. 家族との団らん | 18. ウェブ、パソコン、携帯電話、インターネット |
| 5. 仲間、友人との歓談、交際 | 19. 室内娯楽(囲碁将棋、花札、トランプ、麻雀、市販のゲーム) |
| 6. ペット | 20. 教養講座の受講などの学習活動 |
| 7. 食事・飲食 | |
| 8. 買い物 | |
| 9. スポーツ | |

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 10. 散歩・ジョギング | 21. ボランティア活動 |
| 11. ハイキング、登山、キャンプ | 22. 伝統文化の維持・保存 |
| 12. 旅行 | 23. 宗教活動、信仰 |
| 13. 読書 | 24. 仕事（職業、家業） |
| 14. 室内趣味活動（絵画、書道、手芸、裁縫、
工・陶芸等） | 25. 教育活動（自分が教える立場） |
| | 26. その他（ ） |
| | 27. 特にない |

問23 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（〇は1つだけ）

- | |
|---------------------------------|
| 1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている |
| 2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている |
| 3. 専業主婦（主夫）をしている |
| 4. 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む） |
| 5. 病院などのデイケアに通っている |
| 6. リハビリテーションを受けている |
| 7. 自宅で過ごしている |
| 8. 入所している施設や病院等で過ごしている |
| 9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている |
| 10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている |
| 11. 一般の高校、小中学校に通っている |
| 12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている |
| 13. その他（ ） |

【問23で1. 「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」とお答えの方は問24にお答えください。それ以外の方は問25と問26にお答え下さい。

問24 どのような勤務形態で働いていますか。（〇は1つだけ）

- | |
|--------------------------|
| 1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない |
| 2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある |
| 3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員 |
| 4. 自営業、農林水産業など |
| 5. その他（ ） |

げんざいしゅうにゅうえるしごと ほう
現在収入を得る仕事をされていない方へ

問25 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 仕事をしたい | 2. 仕事はしたくない、できない |
|-----------|------------------|

問26 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いませんか。(○は1つだけ)

- | |
|-------------------------|
| 1. すでに職業訓練を受けている |
| 2. 職業訓練を受けたい |
| 3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない |

—以後はすべての方にお聞きします。—

問27 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いませんか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------|
| 1. 通勤手段の確保 |
| 2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮 |
| 3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮 |
| 4. 在宅勤務の拡充 |
| 5. 職場の障害者理解 |
| 6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること |
| 7. 職場で介助や援助等が受けられること |
| 8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 |
| 9. 企業ニーズに合った就労訓練 |
| 10. 仕事についての職場外での相談対応、支援 |
| 11. その他 () |

しょうがいふくしき - びすと うりよう き
障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問28 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------|--------|--------|-----------|
| 1. 区分1 | 3. 区分3 | 5. 区分5 | 7. 受けていない |
| 2. 区分2 | 4. 区分4 | 6. 区分6 | |

問29 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(〇は1つだけ)

1. 利用している	2. 利用していない
-----------	------------

【問29で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。】

問30 該当する要介護度はどれですか。(〇は1つだけ)

1. 要支援1	3. 要介護1	5. 要介護3	7. 要介護5
2. 要支援2	4. 要介護2	6. 要介護4	

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

(①から③のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に〇)してください)

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2	1	2
②重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	1	2	1	2
③同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	1	2	1	2

	現在利用 しているか		今後利用 したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1	2	1	2
⑤重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	1	2	1	2
⑥生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	1	2	1	2
⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。	1	2	1	2
⑧就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2
⑨就労継続支援（A型、B型） 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2

	現在利用 しているか		今後利用 したいか	
	利用 している	利用 していない	利用 したい	利用 しない
⑩療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。	1	2	1	2
⑪短期入所（ショートステイ） 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	1	2	1	2
⑫共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	1	2	1	2
⑬施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2
⑭相談支援 福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービスです。	1	2	1	2
⑮児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
<p>⑩放課後等デイサービス</p> <p>学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑪保育所等訪問支援</p> <p>保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑫医療型児童発達支援</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑬福祉型児童入所支援</p> <p>障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>⑭医療型児童入所支援</p> <p>障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。</p>	1	2	1	2

さいがいじ ひなんとう き
災害時の避難等についてお聞きします。

問32 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

1. できる

2. 少し手助けがいる

3. 大いに手助けがいる

なにかいけん
何かご意見がありましたら、じゆうきにゆう
自由に記入ください。

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。

附則 介助者への質問です。該当する方はお答えください。

当事者の方を、介助をされている方（中心となって介助を担っている方）への質問です。

問1 あなたの年齢は（ ）歳

問2 あなたの性別は 1. 男性 2. 女性

問3 介助の今後の見通しについて

1. 今後も介助はできる 2. 体力的に難しくなっている
3. その他の理由により介助が難しくなっている

問4 介助への支援について該当するものにすべて○をつけてください。

1. 行政からの支援を求めたい 2. 地域住民からの支援を求めたい
3. その他の支援を求めたい 4. 支援は特に必要ない

問5 具体的な支援の内容

問4で1～3、介助の支援が必要とお答えの方へ
具体的に必要とする支援内容についてお教え下さい。

以上です。ありがとうございました。

3 用語解説

あ行

◆NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。

か行

◆権利擁護

自分の意思を十分伝えることが難しい障がい者にかわって、援助者などが代理となって、その人が権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うことです。

さ行

◆障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害などの障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成18年に施行された法律。

◆障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

応益負担を原則とする旧障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律として、法律の理念・目的が変更となったが、旧障害者自立支援法での法文や骨格は変わらず、平成25年4月より部分施行が始まりました。

主な改正点として、障害者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方々が障害福祉サービス等の対象となったこと、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施されました。

◆自立支援医療

平成18年4月から、これまでの障がいに関わる公費負担医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）が、障害者自立支援法により自立支援医療制度として統合されました。

た行

◆地域活動支援センター

障がい者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。

◆地域自立支援協議会

福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保，困難事例への対応のあり方に関する協議・調整，地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議などを行う機関のこと。

◆特別支援学校

心身に障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障害による学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校は統合されて特別支援学校となりました。

な行

◆ノーマライゼーション

障がい者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿（ノーマルな姿）であるという考え方。

は行

◆発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群，その他の広汎性発達障がいなど，比較的 low 年齢で発症する脳機能障がいです。言語発達の遅れやコミュニケーション障がいなどを伴うことがありますが，特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など，障がいのある能力やその程度は非常にさまざまです。

◆バリアフリー

バリアフリーとは，障害のある人や高齢者等の日常生活や社会生活を困難にしているすべての障壁（バリア）を取り除くことです。物理的バリアフリー，社会的バリアフリー，心理的バリアフリー，情報バリアフリーなどがあります。

や行

◆ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し，障がいの有無や年齢・性別・文化・言語・能力などの違いにかかわらず，誰もが簡単・快適に利用することができる施設・製品・情報のデザインのことです。障壁（バリア）を除くバリアフリーデザインをさらに発展させ，はじめからすべての人が共用できるように考えて設計されたデザインのことを指します。

◆要約筆記

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するために，その場で話の内容を要約し，文字で伝える筆記通訳です。ノートやホワイトボードなどに手書きしたり，パソコンなどを使用してスクリーンに映して行います。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生にとって節目となる出来事，出生・入学・卒業・就職・結婚・出産・子育て・退職などによって区分される生活環境の段階のことを言います。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分されます。

◆リハビリテーション

障がいや事故，病気などの後遺症のある人が，身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで，自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

◆療育

障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療や保育のこと。障がいをもちつつ成長する子どもをいろいろな面から支える，総合的な取組みのことでもあります。

